

保護者の皆様へ

令和 7 年度 上灘学童クラブの利用について

1 入会申込受付について

(1) 申込期間

令和 6 年 11 月 1 日（金）～11 月 29 日（金）

(2) 申込必要書類

○児童クラブ入会申込書兼児童台帳

○就労等を証明する書類

（証明書発行の手続きを早急に行ってください。）

(3) 結果発送

令和 6 年 12 月末頃発送予定

2 開所日時及び場所について

(1) 開所日

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日のうち、次の日を除き実施します。

ア 日曜日及び祝日

イ お盆（8 月 13 日～16 日）

ウ 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

エ 地方祭の日

オ その他、運営委託事業者が定める日

※新 1 年生も、令和 7 年 4 月 1 日から利用できます。

(2) 開所時間

ア 学校授業日：下校時～18 時

イ 土曜日・長期休業日・繰替休業日：8 時～18 時

※土曜日の利用は、事前の申込みが必要です。

※ 警報発令時の運用は、小学校の取扱いに準じます。

(3) 開所場所

双海地域事務所 2 階（伊予市双海町上灘甲 5821 番地 6）

3 保護者負担金について

別紙参照（前月末までに必ず納入してください）

※1か月のうち1日でも利用された場合には、1か月分の負担金を頂きます。

※負担金を納入後、利用者の都合で1日も利用されなかった場合、負担金は返金いたしません。

※スポーツ安全保険料（児童1人につき800円）を入会時にお支払いください。

（児童クラブでの不慮の事故・怪我等の補償は、スポーツ安全保険の範囲以内とします。）

4 入会の選考について

（1） 入会は先着順ではなく、保育を必要とする優先度を踏まえ、世帯の状況や就労状況等について総合的に判断し、緊急性の高い子ども(低学年等)から入会決定します。

（2） 長期（2週間以上）にわたり児童クラブを利用していない場合及び申込必要書類が入会日までに提出されない場合は退会となる場合があります。

5 その他

（1） 年度途中における入会及び休会・退会

途中入会については随時受付を行っていますが、人数によっては受入れできない場合があります。事前に伊予市子育て支援課までお問い合わせください。

休会・退会については、休会・退会届を前月末日までに、上灘学童クラブへ必ずご提出ください。

（2） 長期休業期間のみの入会について

長期休暇の入会希望については、希望する利用開始月の1か月前までに上灘学童クラブに必要書類を提出してください。

※定員の空き状況により、受入れできない場合があります。事前に伊予市子育て支援課までお問い合わせください。

6 お問い合わせ

上灘学童クラブ 089-986-1140

伊予市子育て支援課 089-982-1119